

年中児を対象とした園生活の安全指導 — 視聴覚教材を活用した集合教育 —

Safety Education for Four-Year-Old Children at Nursery Facilities
— Group Training using Visual Teaching Material —

北川 節子 (人間科学部こども学科特任教授)

Setsuko KITAGAWA (Faculty of Human Sciences, Department of Child Study, Specially-appointed Professor)

佐藤 真由美 (金沢医療技術専門学校)

Mayumi SATO (Independent School for Integrative Medical Specialists in Kanazawa)

〈要旨〉

幼保連携型認定こども園の年中児23名を対象として「園生活の安全」について集合教育を実施した。教育内容は保育室から廊下への移動、階段、園庭の総合遊具のすべり台と築山での遊びである。これらについて危険性と回避行動を園児たちに考えてもらいながら学べるようにした。まずクラス担任保育教諭と指導内容・方法について打ち合わせを行った。教材は園児自身が自分たちの生活と遊びの場面であることが理解できるように、実際の園舎・園庭の写真を使用した。また危険な活動を表すための絵人形には、園児たちが着用している体操服を模して描き、園児が自分のこととして考えられるようにした。実際の指導時間は15分程度であった。園児たちは熱心に参加し、自分達の経験や気を付けていることなどを話していた。この指導により、安全教育について内容の選定、効果的な視聴覚教材の使い方、指導時期、発達段階と指導内容・方法、小学校教育との接続について考察することができた。

〈キーワード〉

園生活, 年中児, 安全指導, 視聴覚教材

1 日本における特定教育・保育施設における事故の現状

2017年の我が国における0歳から14歳までの子どもの死因上位5位及び人数は表1の通りである。0歳児は新生児特有の健康障害から死亡することが多い。しかし1歳から14歳の子どもの死因をみると、不慮の事故による死亡が合計181人、死亡者数に占める割合は15.3%であり、不慮の事故が死亡原因のなかで最も多くの割合を占めていることが分かる。

「不慮の事故」はaccidentという語が使用されることが多く、これは「避けることができない運命的なもの」という意味が含まれている。しかし、「事故」は予測可能であり、科学的に対策を講ずれば「予防することが可能」という考え方が欧米では一般的になりinjuryという語を使用することがすすめられている⁽¹⁾。

表1 2017年の0～14歳の死因上位5位 () 人数

	1位	2位	3位	4位	5位
0歳 (1761)	先天奇形等(635)	呼吸障害等(236)	不慮の事故(77)	突然死(69)	出血性障害等(64)
1～4歳 (693)	先天奇形等(173)	不慮の事故(70)	悪性新生物(60)	心疾患(33)	肺炎(24)
5～9歳 (351)	悪性新生物(75)	不慮の事故(60)	先天奇形等(51)	肺炎(16)	その他新生物(12)
10～14歳 (437)	自殺(100)	悪性新生物(99)	不慮の事故(51)	先天奇形等(37)	心疾患(20)

出典) 平成29年(2017)人口動態統計(確定数)の概況(厚生労働省)より筆者作成

内閣府が平成26年に定めた「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」には、事故の発生又は再発を防止するための措置と事故が発生した場合の

措置について講ずることとされている。これを受けて、平成26年9月から8回にわたって「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」が開催された。これを踏まえて平成28年3月には「教育・保育施設等における事故発生時の対応のためのガイドライン」が作成された。これは死亡や重篤な事故への対応を念頭においた、「事故防止のための取り組み」と「事故発生時の対応」について技術的な助言に相当するものである。

ガイドラインによると特定教育・保育施設等の事業者は死亡や重篤な事故が発生した場合、市町村等へ報告することになっている。これらの情報は「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」として公開されている。特定教育・保育施設等とは①特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）②幼稚園（特定教育・保育施設でないもの）③特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）④地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、放課後児童クラブ、ショートステイ・トワイライトステイ、一時預かり事、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業）⑤認可外保育事業である。これをみると何らかの保育施設に通園している乳幼児、地域の子育て支援事業を利用している乳幼児、さらには放課後の学童をも網羅していることが分かる。

このデータベース⁽²⁾によると、平成29年4月から平成30年3月までの報告は610件となっている。負傷等の種類の中で最も多いケースは「骨折」であり、例年と同様の傾向である。負傷部位では「上肢」が最も多く、発生時の状況は「屋外活動中」が5割を占め、事故の誘因としては「自らの転倒・衝突によるもの」が4割、次いで「遊具からの転落・落下」が3割を占めた。また、事故予防マニュアルの作成・事故予防研修に関しては9割の施設が実施しており、施設の安全点検・遊具の安全点検・玩具の安全点検も9割の施設が実施していた。

幼稚園、保育所等で発生した事故の経済的補償として災害共済給付金の制度がある。これは独立行政法人日本スポーツ振興センターが設置者との契約により、学校で発生した負傷、疾病、障害又は死亡に対して、医療費、障害見舞金、死亡見舞金の支給を行うものである。保育施設としては幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、認可外保育所、企業主導型保育事業が加入することができる。毎年度、給付対象者の状況について報告⁽³⁾をしており、そこから保育施設における事故の傾向が把握できる。

「学校の管理下の災害（平成30年度版）」から保育施設での事故発生の概要を述べる。なお前に記した通り、この報告書では「幼稚園」「幼保連携型認定こども園」「保育所（認可外保育所、企業主導型保育事業を含む）」と区分されて

データが上がっているが、ここではそれらを合わせて保育施設の状況として説明する。

保育施設で発生した事故に対して平成29年度に医療費の給付を行った件数は67,558件であった。事故の発生は「保育中」が最も多く66,620件（99.0%）、次いで「通園中」877件（0.9%）である。負傷・疾病の種類は、「挫傷・打撲」19,604件（29%）、「脱臼」10,705件（15.8%）、「その他の負傷」10,028件（14.8%）、「挫傷」9,840件（14.6%）、「骨折」8,379件（12.4%）となっている。部位別では「顔部」33,255件（49.2%）、「上肢部」17,248件（25.5%）、「下肢部」6,955件（10.3%）、「頭部」5,985件（8.9%）である。負傷と疾病の割合は、「負傷」が61,625件（91.2%）と圧倒的に多い。負傷の男女別の割合は、「男」37,754件（61.3%）、「女」23,871件（38.7%）と男児に多くなっている。

事故の発生場所は「園内・園舎内」が39,237件（58.1%）、「園内・園舎外」が23,690件（35.1%）、「園外」は4,631件（6.9%）であった。「園内・園舎内」のうち、「保育室」での事故が26,663件（39.5%）と最も多く、ついで「遊戯室」4,048件（6%）、「廊下」2,851件（4.2%）である。「園内・園舎外」は「園庭」が22,501件（33.3%）と多い。「園外」は「公園・遊園地」1,942件（2.9%）、「道路」1,625件（2.4%）である。

遊具における事故は13,073件であり、全体の19.4%を占める。遊具別では「すべり台」が1,981件（15.2%）、「総合遊具・アスレチック」1,760件（13.5%）、「鉄棒」1,369件（10.5%）であった。

事故発生件数を月別にみると5月、6月、9月、10月、11月が6,000件を超え、発生件数の多い月であることが分かった。この中でも「6月」6,841件（10.1%）、「10月」6,840件（10.1%）が多い月となっている。

曜日別では月曜から金曜が多い。この中でも多い曜日は「火曜」14,007件（20.7%）、「木曜」13,481件（20.0%）であった。

事故発生の多い時間帯は、「10-11時」14,077件（20.8%）、「11-12時」10,029件（14.8%）、「9-10時」9,543件（14.1%）と午前中に集中した。事故発生の時間帯は施設毎の特徴がある。「幼稚園」では「9時～12時」「13時～15時」に多く、「幼保連携型認定こども園」「保育所等」では、「9時～12時」「16時～17時」に多くなっている。これは園児の午睡の有無に関係している。

2 教育・保育施設における安全指導の位置づけ

2-1 要領・指針から見る安全指導

「幼稚園教育要領解説（平成30年2月）」⁽⁴⁾（以下、「要領」という）の第1章総説、第3節教育課程の役割と編成等の4、教育課程の編成上の留意事項（3）安全上の配慮には「（3）幼稚園生活が幼児にとって安全なものになるよう、教職員による教育体制の下、幼児の主體的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと」と記され「幼児が自ら安全な行動をとることができるように、発達の実情に応じて指導をおこなう」ことが述べられている。

教育内容である第2章ねらい及び内容の第2節各領域に示す事項の「健康」には次の様に安全に関する記載がある。まずねらいの（3）には「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しを持って行動する」とあり、内容の（10）には「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」とある。園児たちは、幼稚園生活の自然な流れの中で安全についての態度を身に付け、次第に生活に必要な行動について、見通しをもって自立することができるようになることが求められている。方法としては、幼稚園生活の中で、危険な遊び方や場所、遊具などについて、教諭がその場で知らせたり、気付かせたりすること、さらに交通安全や避難訓練は長期的な見通しをもち、計画的な指導を積み重ねることが重要であるとしている。内容の取扱いには、「（6）安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること」とある。さらに教諭は場合によっては、厳しく指示したり注意したりすることも必要であること、その際、園児自身が何をしてはいけないか、なぜしてはいけないかなどを考えるようにすることも大切であると述べられている。

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年2月）」⁽⁵⁾（以下、「教育・保育要領」という）の第2章ねらい及び内容並びに配慮事項は、乳児期の園児、満1歳以上満3歳未満の園児、満3歳以上の園児に区分されている。満3歳以上の園児の安全に関するねらい及び内容は「要領」と同様である。

また安全に関しては第3章「健康及び安全」にも記載がある。この第4節「環境及び衛生管理並びに安全管理」においては、事故防止及び事故対策は学校安全計画の策定を通じて全職員の共通理解を図ること、重大事故を防止する対策をとること、施設内外の危険個所の点検や訓練の重要性がうたわれている。また解説では乳幼児期の園児が遊びを通して自ら危険を回避する能力を身に付けていくことの

重要性にも留意することとされている。

「保育所保育指針（平成30年2月）」⁽⁶⁾（以下、「指針」という）では第2章「保育の内容」は「要領」「教育・保育要領」とほぼ同様の内容となっている。また第3章「健康及び安全」の安全に関する記載内容は「教育・保育要領」と同様であるが、さらに交通安全についても学ぶ機会を設けること、とより具体的な内容となっている。

2-2 安全指導の内容

「要領」「教育・保育要領」「指針」から考えられる安全指導の内容は次の通りである。

表2 要領・指針等から見る安全指導の内容

	項目	内容
1	園生活	危険な場所 危険な遊び方 遊具の危険性 危険な理由 危険回避の方法
2	交通安全	
3	避難訓練	

この他に次のような安全教育の実践例が紹介されている。

- ・ 外遊びの注意やけがの対処⁽⁷⁾
- ・ プール遊びの注意⁽⁸⁾⁽⁹⁾

交通安全は登園・降園時や散歩等で園の敷地外に出た時の注意、就学前の1人で登下校することを想定しての注意等が考えられる。地域の交通環境に合わせた具体的な指導が必要となる。

避難訓練には、火災・地震・台風・不審者等の内容があり、幼稚園等では毎学期に1回以上、保育所においては月1回以上行わなければならないと定められている。

2-3 安全指導と園児の特性

幼児期の発達特性について桶田⁽¹⁰⁾は次の様にまとめている。「①幼児の身体は、頭が大きく、身体機能の発達が十分ではない。②幼児は、知的機能より感情的機能が有意にある。③幼児は興味にひかれて自己中心的に物事を認知したり行動したりする。④幼児は、現実的でない万能意識を持っている。⑤幼児の使う言葉は、イメージをもって」。安全指導は、これらの幼児期の特性を理解して行う必要がある。子どもが体験している生活の事柄を丁寧に振り返って子ども自身に考えてもらうような安全指導が必要である。

子どもの発達面からみると子どもが禁止のことばが理解できる年齢は1歳3か月、大人の指示を受けて行動できる

のが1歳6か月とされている。1歳児は歩行が可能となり探索行動が活発となる。危険な場所に行く、危険なものにも触ることが多くなるため、大人のことで危ないことをその都度伝える必要がある。またこの年代では子どもへの安全指導より、大人による安全管理に比重が置かれる。

3～5歳児になると言語、認識が発達し、身体面、精神面もたくましくなる。安全指導については繰り返し伝え、ルールが分かるようにしていく。大人の安全管理は重要ではあるが、就学以降の学校生活を踏まえ、子ども自身で安全な行動を選択できるような指導が必要となる。

2-4 園児に対する安全指導の方法

園児への指導の方法は言葉だけでなく、視聴覚教材を用いた方法が有効である。北川が2017年に行った石川県内の保育施設における保育保健の調査¹¹⁾では、健康・安全教育を「市販の絵本など」を使用している保育施設は85.4%、保育者自身の「手作りの紙芝居など」を使用している施設は40.2%であった。これから何らかの形で視聴覚教材を用いながら実施していることが分かる

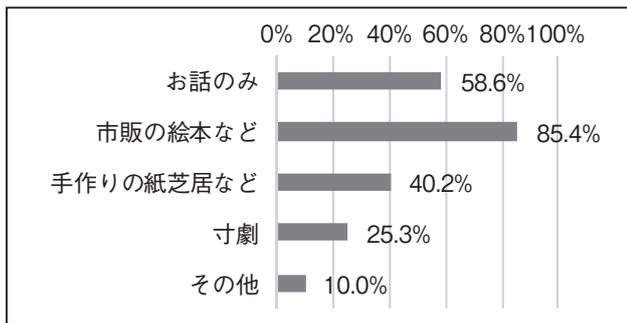


図 健康・安全教育の方法

3 研究方法

3-1 研究目的

園児自身が園生活における危険な場所を知り、安全な行動がとれるようになるための安全教育について検討する。

3-2 時期

平成30年9月18日(火)自由遊び後の集合時間

3-3 対象

幼保連携型認定こども園A園、年中児クラス
男児16名、女児7名 計23名

子どもは出来ないことを少しずつ自らの課題として実施している段階であり、運動・行動能力にはまだ個人差がある状態である。

3-4 方法

実践研究

この実践研究は、①対象となる園児が園生活でどのような安全行動が必要かについて担当教諭との打ち合わせ、②園児の特徴、指導上の注意を担当教諭から助言を受け把握、③園児が理解しやすいような視聴覚教材の準備、指導案の検討、④実施、⑤評価、これらの一連の過程を指す。

なおこの研究は、平成30年度にA園で行われた北川・佐藤による健康・安全教育4回のうち、2回目に実施したものである。

3-5 倫理的配慮

この研究が園児及び施設の利益になるように、内容・方法についてはクラス担当教諭と十分な打ち合わせを行って実施した。また写真撮影や記録は個人が特定されないように配慮した。

4 結果

4-1 指導案の作成及び教材準備

A園の年中児クラス担当保育教諭に、担当の園児が実際に遊んでいる際の遊具の使用時にいつも注意をしていることや、遊ぶときのルールなどを聞いた。園生活は様々な場面が考えられたが、今回は園児が保育室から園庭に出て遊ぶ行程を想定し、その間の危険な場所や安全な行動について考えてもらうことにした。4歳児が対象の為、園児自身にそれぞれの遊び場所での危なかった場面を思い出してもらい、振り返りながら危ない行動の確認と注意点を考えてもらうことにした。そこでこの指導のねらいは「怪我を避ける消極的な保育は、心身の発育・発達が担保されない。危険を回避し安全な園生活や遊びを園児自身の考えや意見を聞きながら再確認をしてもらう」とした。

内容は、園児が園生活で危険と思われる、保育室から廊下に出る場面、階段から降りる場面、また遊びでは園庭の総合遊具のすべり台、及び築山での場面を取り上げた。方法は、園児が理解しやすいように視聴覚教材を用いて行うことにした。園内の危険な場所の説明は、実際に生活をしているA園の写真を用い、自分たちの生活や遊びの場面であることを意識してもらうようにした。また園児たちを想定した手書きの紙人形を用いて、危険な行動を示した。紙人形には園生活で着用している体操服を描き、自分たちのこととして意識してもらうようにした。

さらに、怪我をした時の出血や骨折の状態を絵にかいて見せるようにした。これは園児たちへの影響を考慮して写真は用いなかった。しかし大きなけがをした後の上肢・下肢のギブスは写真で見せるようにした。これらを用いて、怪我は痛みを伴うことやしばらく身体が自由に使えなくなる

ことを認識させた。

4-2 指導の実際

担任に子どもたちを誘導してもらい、研究者の声や表示する絵が見聞きしやすい距離で研究者を中心に床に体育座りをしてもらった。

「怪我をしないで楽しく遊ぶためにどうしたらいいのか」という質問を投げかけ話し始めた。

最初に保育室から廊下の写真を見てもらった。保育室から廊下に出るときは何に気をつけたらいいのか、周りの園児と考えてもらった。そして廊下で走ってぶつかってしまった経験のある園児の意見を聞き、「きちんと確認しないと、廊下からのお友達にぶつかって転んだり、頭をぶつけてしまったりする」ことを確認した。

次に階段の写真を見てもらった。階段を下に降りるときは何に気をつけたらいいか、という質問でも園児の意見を参考に、①一段一段注意して降りること、②先に階段を降りてしまっているお友達に呼ばれても急いで階段を降りるために前にいるお友達を押しつけないこと、③先に階段の下に降りたお友達も、早く階段を降りるようにせかしてはいけないことを確認した。

次に、園庭での総合遊具のすべり台の写真のみてもらった。すべり台の順番を待っている時はどうしたらいいかという質問では、園児たちは口々に自分の経験を話し始めた。ここでは①滑り台で滑るときは、先に並んでいた人が滑り終わってから滑ること、②早く滑ろうと前の人を押しついたり、すべり台の上でふざけたら怪我する原因になることを確認した。また、すべり台を滑り終わったらどうしたらいいかという質問をし、次のお友達のためにすぐにその場所から移動することを確認した。また、その近くで遊んでいた滑ってきた子とぶつかるかもしれないと説明をした。

次に築山の写真をみてもらい築山に上ったことがあるかを確認した。ほとんどの園児が築山に上った経験があることが分かった。そこで築山の上ではどうしているか質問し、写真の築山の頂上に4体の紙人形と、斜面に転げ落ちる様子の紙人形を貼った。築山から転がり落ちないようにするにはどうしたらいいかと質問し、築山の上では押しつたり、ふざけたりしてはいけないことを確認した。また、坂になっているから転がって落ちることがあるという説明を加えた。

最後に怪我の様子を理解してもらうために、出血や骨折の様子を描いた絵と打撲・ギプスの写真を見てもらった。園児からは「けがをしていたかった」「ちがでたときいたかった」と経験を話してくれた。また骨折については、骨が折れてしまったら、骨がくっつくまでギプスというもの

を巻くということを説明した。園児たちは、ギプスを巻いている他の保育室の子どもを見ていたため、説明と実際が関連づけられたようであった。これらの話を通して、怪我をした時は痛みを伴う傷ができることや身体が自由に使えなくなることを認識させることができた。

終了までの時間はおおよそ15分であった。



写真 指導場面

5 考察

要領、指針等には園生活における安全教育の内容として、危険な場所、危険な遊び方、遊具の危険性、危険な理由、危険回避の方法が上げられている。今回の年中児の安全教育のテーマ、内容、方法はクラス担任保育教諭と相談して決めたが、担任が日ごろ注意している事、さらに意識付けて欲しいことはまさにこの内容であった。そして担任が日ごろ注意していることを、集合教育でさらに確認をすることができた。

園児たちに自分達の園生活の課題であることを意識してもらうために、実際の園内・園庭の遊具の写真を用いた。また絵人形を用いて危険な行動を表したが、これは自分の姿として考えることのできる教材であり、効果があったと思われる。またよく見られる前をよく確認しないで衝突をする、早く遊びたい、早く前へ進みたいなどによる転倒・衝突などの危険な行動については、担任から情報を得ていたため、そのような場面を表すことができた。これらは事故情報データベースの事故要因と同様であるが、これを実際の指導の園児にわかりやすく、自分のこととして伝えることが重要である。

事故の発生場所は「学校の管理下の災害」では園舎内では「保育室」「遊戯室」「廊下」、園舎外では「総合遊具・アスレチック」「すべり台」である。危険な場所として保育室から廊下に出る場面、総合遊具のすべり台と築山の場面を設定した。この場面設定は効果的であった。ただ遊戯室における遊びの場面も必要であることが考えられ、これは今後の課題である。

指導の月は9月であった。平成30年度に4回の健康・安全教育を実施する予定にしていたが、9月は活動が活発になる時期となるため園生活の安全というテーマを選んでいく。このテーマは春、秋であればいつ実施してもよいが、活動の活発になり始める5月、9月がより適していると考えられる。

視聴覚教材は写真と絵を用いたが、どちらにするかは園児への影響を考える必要がある。傷や骨折など、気持ちが悪く恐れを感じるものは絵の方がよい。生活に密着した物であれば写真でも差し支えない。

傷や骨折、ギプスの絵・写真の部位まで厳密に考えることはできなかった。「学校の管理下の災害」では、園児の怪我は「顔部」「上肢」に多いことから、「上肢」の写真を用いる方が説明がしやすく、園児たちも自分のこととして考えられるであろう。

今回は4歳児と5歳児のいる年中児を対象として行った。このクラスでは様々なイメージを広げ友達と共有することや、自我・自己意識の形成段階の4歳児と、もめごとを自分たちの力で解決し言葉を自由に使って自分の気持ちを表現できる5歳児が混在している。担任からは園児は集団での話し合いは難しいが、2～3人で話し合っ意見を出すことはできるため、そのようなクラスづくりを目指していると聞いた。ただ今回の安全教育ではそのクラスづくりに貢献できなかった。これは保育を経験・共有していない看

護職者の限界である。

また、この様な安全教育は1歳児から可能である。1、2歳児は危険な場所、遊び、生活について、明確にこれは危ないと伝えて知らせることが大切である。年少児は日々の保育のなかで危険な場所、遊び方について知らせると同時に、視聴覚教材を用いた集合教育を行うことが適切であろう。更に年長児は危険な場所、危険な遊び方、遊具の危険性、危険な理由、危険回避の方法を自分たちで考える教育方法が良いと考えられる。

小学校との接続について考えてみたい。小学校では1、2年生に対して「道徳」「教科外活動」において、安全が取り上げられている。ただこれらは学校や担任の方針によって教育内容・方法が左右されやすい。就学前までに園児には安全に関する基本を学ばせ、態度を養っていききたいものである。

今回は安全教育の一部について実践研究を行った。乳幼児に対する健康・安全教育について今後さらに検討を深め、カリキュラムを構築したいと考えている。

最後に、本研究にご協力をいただきました金沢星稜大学附属星稜幼稚園保育教諭の寺田敦子先生に深く感謝いたします。

【引用文献】

- (1) 山中龍宏「保育管理下の傷害を予防する—変えられるものを見つけ、変えられるものを変える—」『保育と保健』第22巻第2号 平成28年7月 p39
- (2) 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告 中間報告
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/h29-jiko_houkoku.pdf 平成30年12月24日参照
- (3) 「学校の管理下の災害 平成30年版」平成30年11月
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/1912/Default.aspx> 平成30年12月20日参照
- (4) 「幼稚園教育要領解説」平成30年2月 文部科学省
- (5) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」平成30年2月 内閣府・文部科学省・厚生労働省
- (6) 「保育所保育指針解説」平成30年2月 厚生労働省
- (7) 「すぐ使える健康教育 保健指導シリーズNO6」全国保育園保健師看護師連絡会 2005年 p2～12
- (8) 前掲書7 p55～70
- (9) 「保育のなかの健康教育 保健指導シリーズNO11」全国保育園保健師看護師連絡会 2018年 p72～75
- (10) 杉原隆・湯川秀樹編「新保育シリーズ 保育内容 健康」桶田ゆかり「第10章安全環境と安全教育」光生館2010年 p126～127
- (11) 北川節子「石川県の保育施設における保健活動の実態調査1—園児の健康問題、健康・安全教育」人間科学研究第11巻第2号2018年 p25～32

【参考文献】

- ・ 田中哲郎『田中先生の安全教室 絵で見て学ぶ安全教育』日本小児医事出版社 2008年
- ・ 東社協保育士会保健部会『今日から役立つ保育園の保健の仕事』株式会社赤ちゃんとママ社 2014年
- ・ 「保育所保育指針解説書」厚生労働省 2008年